

Title	北朝鮮危機と「敵基地攻撃」についての一考察
Sub Title	The North Korean crisis and an observation on "preventive strikes against enemy bases"
Author	斎藤, 直樹(Saitoh, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2008
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.23 (2008.), p.127- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20080531-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北朝鮮危機と「敵基地攻撃」に ついての一考察

齋藤直樹

This article attempts to examine difficulties and dangers involved in so-called “preventive strikes against enemy bases” in dealing with the current North Korean Crisis.

はじめに

防衛政策の基本政策として専守防衛を掲げるわが国の防衛にとってミサイル防衛が相応しいとしても、導入されるミサイル防衛システムの迎撃能力について深刻な疑問が残るとすれば、信憑性と実効力を備えた他の対策を検討対象に入れるべきであるとする見解もあろう。ミサイル防衛について完璧を期すことなど到底できないことから、それを補完するという意味で、その他の選択肢の検討が重要となる。これには、わが国に向けて北朝鮮がミサイル攻撃に着手する前に、ミサイル基地や核関連施設などを叩くという、いわゆる敵基地攻撃も含まれよう。この敵基地攻撃という論議はこれまで国会などでしばしば取り上げられており、これは別段驚くべきことではない。

2007年から導入が始まったわが国のミサイル防衛システムの迎撃能力が極めて限定的であることを踏まえると、有事の際、政策決定者は相手のミサイル基地や核関連施設に対し予防的に攻撃に打って出る必要を感じないわけではないことが予想される。というのは、不完全な防衛システムをより効果的に運用しようと考えれば、まず相手の攻撃ミサイルの大部分をそ

うした攻撃によって削ぎ落とす必要があると感じるからである。

言葉を換えれば、敵基地攻撃を通じ北朝鮮の攻撃ミサイル基地に対し甚大な被害を与え、破壊を免れた少数のミサイルがわが国に向けて発射された際にそれらを迎撃する手段としてわが国のミサイル防衛が現実味を持つからである。またそうした展望の下で、ミサイル攻撃に成功する可能性が低下することに気づいた北朝鮮当局が攻撃に打って出ることを控えるとの推測に立ち、抑止の強化につながるとする論議がしばしば行われてきた⁽¹⁾。しかも、2006年7月5日に北朝鮮がミサイル発射実験を立て続けに行ったことを受け、この敵基地攻撃論が政府内で改めて論じられたことは記憶に新しい。さらに10月9日に地下核実験が強行されたことで、敵基地攻撃論は今後さらに論議対象となることが予想される⁽²⁾。

それでは、こうした敵基地攻撃は専守防衛を掲げるわが国の防衛政策においてどのように位置づけられるであろうか。また自衛隊はそうした能力を持ち得るのであろうか。もしも持ち得ないとすれば、わが国はどのように対処すべきであるのか。さらに敵基地攻撃によって北朝鮮のミサイル基地や核関連施設を破壊することで、ミサイルの発射を実際に阻止することができるであろうか。本稿は、敵基地攻撃の内包するこれらの問題について検討を行う。

第1節 自衛隊による敵基地攻撃

敵基地攻撃に関する政府答弁

まず、潜在的敵国がわが国に向けてミサイル攻撃を行う前にそのミサイ

(1) この点について、「提言・新しい日本の防衛政策—安全・安心な日本を目指して—」自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会（2004年3月30日）。また『東アジア戦略概観2004』（防衛研究所・年次報告書・2004年）228頁。

(2) 北朝鮮による核実験に関する『朝鮮中央通信』報道によれば、“DPRK Successfully Conducts Underground Nuclear Test,” *KCNA*, (October 9, 2006.)

ル基地への攻撃、いわゆる敵基地攻撃は憲法上、可能であるとの政府見解は以前から行われてきた。最も頻繁に引用される答弁は1956年2月29日の24回衆議院内閣委員会で鳩山一郎内閣の船田中・防衛庁長官が行った有名な答弁であり、敵基地攻撃についての原点とも言えるものである。それによれば、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだとふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」⁽³⁾

その後、同じ趣旨の答弁は繰り返し行われている。例えば、2003年1月24日の衆議院・予算委員会において、石破・防衛庁長官は末松・民主党議員による質疑に対し同様の答弁を行っている⁽⁴⁾。また2003年5月20日、156回参議院、武力事態特別委員会において、小泉首相も同様の発言を行っている⁽⁵⁾。

以上の政府関係者の答弁にあるとおり、敵基地攻撃を法理的に可能とみる見解が1956年2月以来繰り返し政府関係者から述べられてきたものの、敵基地攻撃にはそうした答弁だけで簡単には片付けられない問題がある。わが国が有事の際に相手国のミサイル基地への攻撃を実施するとなれば多くの課題を抱えることは事実である。わが国の防衛政策の根幹に抵触する恐れがあるからである。

(3) 「防衛庁長官・船田中、24回衆議院、内閣委員会」(1956年2月29日)。

(4) 「防衛庁長官・石破茂、民主党・末松義規、衆議院、予算委員会」(2003年1月24日)。

(5) 「小泉純一郎首相、156回参議院、武力事態特別委員会」(2003年5月20日)。

自衛権との関係

まず検討すべきは自衛権との関係である。わが国が主権国家として有する自衛権は、発生した侵害だけでなく、差し迫った侵害に対して行使できると理解されている。いわゆる急迫不正な侵害への対処として自衛権の行使がこれにあたる。また国連憲章第51条ではわが国が独自で行使する個別的自衛権だけでなく、わが国が安全保障条約を結ぶ国が共同で行使する集団的自衛権が認められている。有事の際、前者を行使するのは自衛隊である一方、後者を行使するのは日米安保条約に基づく在日米軍ということになる。ただし、わが国政府は、これまで集団的自衛権を有するものの、行使はできないとの解釈を保持している⁽⁶⁾。

まず前者の場合について考察してみよう。北朝鮮によるミサイル攻撃という急迫不正な侵害に対し、わが国が自衛権の行使として自衛隊が出動しミサイル基地や核関連施設を破壊するという選択肢がこの敵基地攻撃に該当する。

それではそうした攻撃が自衛権の構成要件を充足するであろうか。ここで検討してみよう。これまでわが国が自衛権を行使できるための構成要件として以下の三点が指摘される場所である⁽⁷⁾。第一に、急迫不正の侵害があること。第二に、これを排除するために他の適当な手段がないこと。第三に、必要最小限度の実力行使に留まること。この点について、ミサイル防衛が自衛権行使の要件を充足すると考えられる反面、同様の議論が敵基地攻撃について該当するかとなれば、少なからず疑問が残る⁽⁸⁾。

第一に、急迫不正の侵害が存在するかどうかについて考察してみよう。着弾まで10分以内といわれる北朝鮮の弾道ミサイルの特性に照らし、弾道ミサイルがわが国に着弾してからでは対処のしようがないことから、それ以前での対処が不可欠となる。わが国が弾道ミサイルによる急迫不正な侵

(6) 『平成17年度版 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2005年）80頁。

(7) 同上、79頁。

(8) 同上、79頁。

害を受ける場合とは、北朝鮮が弾道ミサイルによる武力攻撃に着手したときを指すと一般に理解される。しかし後述するところであるが、どのような状況の下で、北朝鮮がわが国に向けて弾道ミサイルの攻撃に着手したかを決定するかは必ずしも容易なことではない。

『平成15年度版 日本の防衛（国防白書）』はこの点に触れ、「…現実の事態において、どの時点で相手が武力攻撃に着手したかについては、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など様々な事情を勘案して判断する必要があるので、一概に言えず、個別的具体的に判断すべきものである」と指摘している⁽⁹⁾。

とはいえ、前述の石破長官と末松議員の間の質疑応答の中で、これとの関連で長官は極めて重大な発言を行っている⁽¹⁰⁾。長官の答弁を要約すると、敵基地攻撃が可能となるのは、わが国に向けて北朝鮮がミサイル攻撃に着手したときである。この着手とは、例えば、北朝鮮が東京を廃じんに帰すと宣言を行い、燃料を注入し始めたような意図が明確な場合を指すと考えられる。このように長官の答弁では、攻撃への着手の時期がかなり具体的に絞り込まれていると言えよう。ただしそれでも、着手という言葉が必ずしも明確ではないことは後述するところである。

第二の要件として、他にこの脅威を排除する手段を有していないと考えることができるであろうか。そうした脅威に対しミサイル防衛が講じられているわけであるが、ミサイル防衛をして脅威を排除する手段がすでに存在しているとみるべきかどうかが問題となろう。もしも脅威を排除する手段としてミサイル防衛が位置づけられるならば、この要件は問題とならないわけではない。

第三の要件として、ミサイル基地や核関連施設を破壊する攻撃は必要最小限度なものに留めることができるであろうか。これについても後述する

(9) 「解説 ミサイルによる攻撃と自衛権との関係の法的整理について」『平成15年度版 日本の防衛（国防白書）』90頁。

(10) 前掲、「防衛庁長官・石破茂、民主党・末松義規、衆議院、予算委員会」。

ところであるが、敵基地攻撃を必要最小限度の攻撃に留めるということは実際問題として相当の困難を伴うと考えられる。

専守防衛との関係

敵基地攻撃が自衛権発動の要件を充足するかどうかについては解釈の余地があろうが、要件は充足されていると政府はみている。とはいえ、わが国の防衛政策の基本政策とされる専守防衛の観点から、敵基地攻撃には重大な疑問符がつくことが指摘される必要があろう。専守防衛について『平成17年度版 日本の防衛（国防白書）』は次のように言及している⁽¹⁾。「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」こうした「専守防衛」についての文言に照らしてみると、わが国が独自で敵基地攻撃を行いうる余地は依然として少ないといわなければならない。

この点に関連して、敵基地攻撃にはどのような兵器体系が必要とされるであろうか。例えば、その候補兵器の代表格として非核トマホーク巡航ミサイルが指摘できようが、専守防衛についての上記の文言に照らして、これを専守防衛の兵器とみなすことができるであろうかについては疑問が残る。またこのことは次の国会答弁からも窺うことができる⁽²⁾。1984年6月29日の101回衆議院、沖縄北方特別委員会で、日本社会党の川崎寛治議員が非核トマホークを自衛隊は装備できるのかと質疑を行ったのに対し、山下新太郎・外務大臣官房審議官はそうした攻撃的兵器の場合に関して自衛隊は持てないと明確に答弁している。

またこのことは、憲法9条の趣旨に照らし日本が保持し得る自衛力に

(1) 前掲書『平成17年度版 日本の防衛』81頁。

(2) 「外務大臣官房審議官・山下新太郎、日本社会党・川崎寛治、101回衆議院、沖縄北方特別委員会」（1984年6月29日）。

関する『平成17年度版 日本の防衛』の以下の記述にもみられる⁽¹³⁾。「…個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。…」

敵基地攻撃能力の検討問題

結局、以上の政府答弁を概観すれば、敵基地攻撃は法理的に可能であると解釈されても、専守防衛の立場からそのための攻撃的兵器を自衛隊は保有できないことから、必要な際には、日米安保条約の枠組みで在日米軍に委ねられるということになる。

これに対し、わが国としても敵基地能力を検討すべきであるとの答弁が近年、行われていることは注目すべきである。そうした答弁は、2003年3月27日の156回衆議院・安全保障委員会における石破防衛庁長官と前原・民主党議員の間の質疑応答の中にみられる。敵基地攻撃について米国に任せるのかという前原議員の質疑に対し、石破長官は米国にゆだねるとした上で、わが国として敵基地攻撃能力の開発は検討に値するとの趣旨の答弁を行っている⁽¹⁴⁾。

また、わが国による敵基地攻撃能力について検討を行うべきであるとの見解は防衛研究所公刊の年次報告書『東アジア戦略概観2004』の中にみられる⁽¹⁵⁾。同報告書は、「…わが国は、WMD（大量破壊兵器）を搭載した弾道ミサイルによる急迫不正の侵害を受けた場合、つまり相手国が弾道ミサイルによる武力攻撃に着手した時には、わが国において現実に被害が発生していなくても、ほかにこの脅威を排除する手段を有していない場合、法

(13) 前掲書『平成17年度版 日本の防衛』79頁。

(14) 「防衛庁長官・石破茂，民主党・前原誠司，156回衆議院，安全保障委員会（2003年3月27日）」。

(15) 『東アジア戦略概観2004』（防衛研究所・年次報告書・2004年）228頁。

理上、武力を行使して相手国のミサイル基地を破壊することができる」との立場を踏襲し、その上でわが国としても敵基地能力を検討する必要があるとの提言が行われている。

さらに自民党政務調査会の国防部会・防衛政策検討小委員会が2004年3月30日に公表した「提言・新しい日本の防衛政策——安全・安心な日本を目指して——」でもそうした提言が行われている⁽¹⁶⁾。それによれば、「…弾道ミサイル防衛システムだけでは十分な抑止が図られないことを考慮すれば、日米安保体制の有効性を高める努力を行いつつも、わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その手段としてわが国土に対し、誘導弾等により攻撃が行われる場合、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる場合に限り、敵の誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとの政府見解もあることから、わが国が相手国の基地を攻撃し得る能力を保有する必要性やその在り方についての検討も行うべきである。」

このように近年、わが国としても敵基地攻撃能力を検討すべきとの答弁や提言が行われているものの、それに対する反発もあり⁽¹⁷⁾、最近ではそうした見解はなりを潜めていると言える。敵基地攻撃についての最近の防衛庁の考えは、『16年度版 日本の防衛』において言及されている⁽¹⁸⁾。それによれば、「わが国が現に保有する防衛力についていうと、自衛隊は、現在、敵基地を攻撃することを目的とした装備体系…を持っていないことから、自衛隊が敵基地に対し、軍事的に有効な攻撃を行うことは、現実の可能性として極めて難しいところです。わが国に対してミサイル攻撃が行われた場合には、日米安保体制の枠組みに基づく日米共同対処ということが考慮されるべきであり、「日米防衛協力のための指針」においても、「自衛

(16) 「提言・新しい日本の防衛政策——安全・安心な日本を目指して——」（自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会）（2004年3月30日）。

(17) この点について例えば、「福島みずほ党首の記者会見（2004年3月31日）要旨」

(18) 『16年度版 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2004年）97頁。

隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」とされています。」

こうした見解を裏付けるように、2005年4月8日に大野防衛庁長官は敵基地攻撃能力を保有することに消極的な答弁を行っている⁽¹⁹⁾。それによれば、「もちろん防衛出動下令後の話ですが、敵基地攻撃を色々な観点から、憲法上から考えても可能だと思っております。ただ、我が国の防衛というのは、基本的考え方として専守防衛です。そういう能力は持たないという立場でずっとやってきております。そこは、日米安保条約の中で、対応できる役割分担がきちんとあるのだと考えております。従って、仮に防衛出動下令後、理論的、法理的には敵基地攻撃ができるとしても、そういう能力を今後持つべきではないし、現在持っておりません。そこは、日米安全保障条約で補完されていると考えております。」

ミサイル発射実験と敵基地攻撃能力

ところが、既述のとおり、2006年7月5日に北朝鮮が行ったミサイル発射実験を契機として、敵基地攻撃能力の問題は再燃することになった。7月9日に敵基地攻撃能力の保持を検討する必要があると額賀防衛庁長官は表明したのに対し⁽²⁰⁾、敵基地攻撃能力保持論はわが国の専守防衛にそむき、憲法違反であると12日に山崎拓・前自民党副総裁は批判した⁽²¹⁾。いずれにしても、敵基地攻撃能力の検討問題については積極論と慎重論で分裂しているのが現状である。

(19) 「大野長官会見概要」（2005年4月8日）。

(20) 「敵基地攻撃能力の保持、額賀防衛長官「議論すべきだ」『読売新聞』（2006年7月10日）。

(21) 「敵基地攻撃論は重大な憲法違反、山崎拓氏が批判」『読売新聞』（2006年7月12日）。

第2節 在日米軍による敵基地攻撃

既述のとおり、北朝鮮がわが国への弾道ミサイルの攻撃に着手した際にわが国が敵基地攻撃を実施することは法理的には可能であるとしても、専守防衛の視点に照らし攻撃的兵器の保有はできないとの立場から、それが必要となった際には、米国に委ねられるとの解釈を政府は堅持している²²⁾。すなわち、日米安保条約に基づき在日米軍が北朝鮮のミサイル基地に予防的に攻撃を行うということを意味する。このことはまた、上述のとおり、いわゆる「日米ガイドライン」にも明確に記載されている²³⁾。同ガイドラインとして知られる「日米防衛協力のための指針」では、「自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」と記載されている。このことは、必要と判断されれば、在日米軍は敵基地攻撃のために出動する可能性があることを示唆するものである。

それでは、この敵基地攻撃についてブッシュ政権はどのように考えているのかについて検討してみよう。ここで参考となるのは、2002年9月17日にブッシュ大統領名で公開された『米国国家安全保障戦略（“National Security Strategy of the United States of America”）』である²⁴⁾。これは大量破壊兵器を開発・保有しているテロ支援国家やならず者国家への先制

22) 前掲「大野長官会見概要」。

23) 「日米防衛協力のための指針」、IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、2 日本に対する武力攻撃がなされた場合、(2)作戦構想、(ニ)その他の脅威への対応において、「自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」と記載されている。

24) ブッシュ大統領が公開した「米国国家安全保障戦略」について、George W. Bush, “The National Security Strategy of the United States of America,” The White House, The White House Office of the Press Secretary, (September 17, 2002.)

攻撃を正当化した報告書として有名で、「ブッシュ・ドクトリン」としばしば揶揄されるものである。このドクトリンは有事の際の北朝鮮への敵基地攻撃の可能性を探る上で重要な示唆を与えてくれる。ここで、同ドクトリンを再検討してみよう。

「ブッシュ・ドクトリン」の適用

ブッシュ政権は2003年3月に対イラク武力行使に打って出るにあたり、ならず者国家やテロ支援国家に対する先制攻撃という論法を考案した。これは2001年9月11日に起きた「同時多発テロ事件」を契機として一年がかりで完成させた「ブッシュ・ドクトリン」としてとみに有名である。

「同時多発テロ事件」を契機として、対テロ戦争は長期にわたる戦いになるとブッシュ大統領は語った²⁵⁾。こうして開始された対テロ戦争の「第一幕」として、同事件の首謀者達を匿うアフガニスタンを実効支配したタリバン政権をテロ支援国家とみなしたブッシュ政権は、2001年10月7日からタリバンへ攻撃を加えた。その後、「第二幕」としてブッシュ政権はサダム・フセインのイラクへ矛先を転じたことは周知のとおりである。

その対イラク攻撃に向けて最初の重要な契機となったのは、2002年1月29日の一般教書演説²⁶⁾であった。この中で、ブッシュ大統領は特に警戒を要するテロ支援国家としてイラク、イランに加えて北朝鮮を名指しし、まとめて「悪の枢軸」と評したことは有名である。その中でブッシュは北朝鮮について「自国民を飢餓状態にさらしながら、ミサイルと大量破壊兵器

25) ブッシュ大統領が行った対テロ戦争宣言について、George W. Bush, "Remarks by the President in Photo Opportunity with the National Security," The U. S. Capital, The White House Office of the Press Secretary, (September 12, 2001.); and Bush, "Radio Address of the President to the Nation," The U. S. Capital, The White House Office of the Press Secretary, (September 15, 2001.)

26) ブッシュ大統領の2002年の一般教書演説について、George W. Bush, "President Delivers State of the Union Address," The U. S. Capital, The White House Office of the Press Secretary, (January 29, 2002.)

で武装している体制である」と指弾している。その上で、これら三国とテロリスト達と間の連携について警告を発すると共に、この観点から、テロリスト達に大量破壊兵器を提供するテロ支援国家に対し毅然とした対応を講じなければならないと訴えた。

これに続いたのが2002年6月1日のウェストポイントの陸軍士官学校でのブッシュ演説であり、この中でテロ支援国家に対する先制的行動、すなわち先制攻撃の必要性が強調された²⁷⁾。

その上で、9月17日公刊の『米国国家安全保障戦略』²⁸⁾に至り、先制攻撃論が完成するに至ったと言えよう。その後、イラクが大量破壊兵器を開発・保有しているとの判断に立ち、その強制的な武装解除を掲げたブッシュ政権が安保理事会において対イラク武力行使授權決議の採択を目指したものの、仏・露・中・独などの反発にあいそのために武力行使授權決議は採択されず²⁹⁾、結局、「ブッシュ・ドクトリン」にうたわれた先制攻撃に打って出たことは周知のとおりである。

ところで、同じ「悪の枢軸」国家でも、イラクの場合には大量破壊兵器の存否が不確実であったにもかかわらず、ブッシュ政権が先制攻撃に打って出て、しかも戦後、大量破壊兵器が発見できなかったために散々批判されたという経緯がある³⁰⁾。これに対し、核兵器の保有を北朝鮮当局が正式に宣言していることに照らし³¹⁾、北朝鮮への先制攻撃は論理的には一層ありえることになる。これによって、有事の際、北朝鮮が弾道ミサイルの攻撃に着手する前に米軍がミサイル基地や核施設を一気に叩くというシナリ

27) 陸軍士官学校でのブッシュ演説について、George W. Bush, "President Bush Delivers Graduation Speech at West Point," West Point, New York, The White House Office of the Press Secretary, (June 1, 2002.)

28) *op. cit.*, "The National Security Strategy of the United States of America."

29) この点について、斎藤直樹『検証イラク戦争』（三一書房・2005年）76-80頁。

30) この点について、"Newsmaker Interview: David Kay," Online News Hour, (January 29, 2004.); and "We Were All Wrong, Says Ex-weapons Inspector," *Guardian Unlimited: Special reports*, (January 29, 2004.) 前掲書『検証イラク戦争』206頁参照のこと。

オは現実味を帯びよう。上述のとおり、イラクへ「ブッシュ・ドクトリン」を適用したことには多分に疑義が残る一方、北朝鮮への「ブッシュ・ドクトリン」の適用は論理的により容易となると考えられる。そうした視点に立ち、この報告書を振り返ってみたい。

『米国国家安全保障戦略』

特に注目すべきは、『米国国家安全保障戦略』の5章の「我々の敵が大量破壊兵器で、我々、我々の同盟国、我々の友人達を恫喝することを阻止する（V. Prevent Our Enemies from Threatening Us, Our Allies, and Our Friends with Weapons of Mass Destruction）」の中の記述である³²⁾。以下において概観してみたい。

冷戦時代、対ソ連封じ込めや抑止に力点を置いた米国の戦略は、ソ連の崩壊に伴い変容を余儀なくした。その後、米国とロシアは対立関係から協調関係へと転じた一方、ならず者国家やテロリスト達が新たな挑戦を企てているとの認識に立ち、ならず者国家についてのブッシュ政権の理解を報告書は披露する。それによれば、ならず者国家とは、自国民を虐待し、支配者の私益のための国家資産を略奪する国家である。また隣国を脅かし国際条約を公然と侵犯する。そして大量破壊兵器を獲得せんと躍起になっている。しかも大量破壊兵器を恫喝の手段として、また侵略目的を達成する手段として用いる。ひいては至る所で、テロリスト達に対し支援を送っている国家である³³⁾。こうした定義に照らすと、なるほど北朝鮮がならず者国家としてブッシュ政権によって位置づけられていることが理解できよう。

31) 北朝鮮当局による核兵器保有宣言を伝える『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period,” *KCNA*, (February 10, 2005.) “N. Korea Declares Itself a Nuclear Power, Withdraws from Talks” *Online NewsHour*, (February 10, 2005.); and “North Korea Has Nukes, Refuses Negotiations,” *CNSNews.com*, (February 10, 2005.)

32) *op. cit.*, “The National Security Strategy of the United States of America.”

その上で、ならず者国家にとって、大量破壊兵器は隣国への脅しと侵略の道具に他ならないとの厳しい認識に立ち、「敵に第一撃を許すことはできない (We cannot let our enemies strike first.)」と、報告書は迫る。ここで、報告書は、ならず者国家とテロリスト達の間には密接な関係があるがゆえに、行動に出ざるをえないという議論に移る。「同時多発テロ事件」が物語ったとおり、テロリスト達の標的は民間人である。もしこうした国家からテロリスト達が大量破壊兵器を入手し、その使用に訴えることがあれば事態はさらに凄惨なものとなる。これを断固阻止するためには、先制的行動、すなわち先制攻撃に打って出ると結論する。しかも、国際法上、先制攻撃は急迫不正の侵害に対する自衛権の行使にあたるゆえに合法であるとの認識を示した。

こうした国家への先制攻撃は一連の仮説に基づいている³⁴⁾。第一に、大量破壊兵器をそうした国家は開発・保有している。第二は、大量破壊兵器はテロリストへと渡る。第三は、それを譲り受けたテロリストが再び大惨事を引き起こす。したがって、そうした事態は阻止しなければならない。そのためには、そうした国家を強制的であっても武装解除する必要がある、それは先制攻撃によって達成される。とはいえ、対イラク武力行使の文脈ではこの一つ一つの仮説に疑義が持たれることとなった³⁵⁾。

他方、対北朝鮮の文脈では必ずしもそうは断言できないところがある。第一に、大量破壊兵器の開発・保有を北朝鮮当局が自ら公言しているし³⁶⁾、このことについて国連関係者もそれを裏付ける発言を行っている³⁷⁾。第二

33) ここで定義されている「ならず者国家」とは、こうした行動形態に特徴づけられた国家を指すものであり、その意味でテロリストやテロリズムを支援する国家であるテロ支援国家だけに留まらない広義の意味で使われている。ただし、この報告書の中では、ならず者国家とテロ支援国家は事実上同義語として使われていると言えよう。

34) こうした仮説について、前掲書『検証イラク戦争』176-177頁。

35) これらの仮説の問題点について、前掲書『検証イラク戦争』179-182頁。

36) 前掲・北朝鮮当局による核保有宣言について、“DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period.”

に、北朝鮮当局とテロリストの関連が不明であるとはいえ、当局が大量破壊兵器の使用をことあるごとにほめかす発言を行っている³⁸⁾。しかも、大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルが発射からわが国への着弾まで10分程度しか残されていないとすれば、弾道ミサイルの脅威はそれこそ急迫不正の侵害に対する自衛権の行使と解釈されるであろう。すなわち、フセイン体制から提供を受けた大量破壊兵器を持ってテロリスト達が米国やその友好国にテロ攻撃を引き起こすという事態をプッシュ政権が急迫不正な侵害とみなしたことに比較すれば、北朝鮮がノドン・ミサイルやテポドン1号ミサイルを米国の友好国であるわが国に向けて発射するという事態を急迫不正な侵害とみなすことはより理解できることである。

またそうしたミサイル攻撃に対しわが国がミサイル防衛で防衛態勢をとっているとはいえ、その迎撃能力については深刻な疑問が残ることを踏まえると、他にそうした脅威を排除するためにこれといった自衛手段がみつからないのが現実である。

さらにミサイル基地や核関連施設に破壊が限定されるという条件であれば、敵基地攻撃が自衛権の行使の条件を満たしていると言えないわけではない。自衛権の行使としてミサイル基地への攻撃をわが国が行うには制約

37) こうした北朝鮮の核兵器開発を裏付けるようなコメントは国連関係者からも行われた。エルバラダイ IAEA 事務局長は、5月8日に北朝鮮の核能力について憂慮すべきコメントを発した。エルバラダイによれば、北朝鮮が5個から6個の核兵器に転換できるプルトニウムを保有していることに加え、核爆弾を製造する工業インフラも持つ。さらにそれを運搬する弾道ミサイルを保有している。こうした評価が推測や憶測ではなく国連関係者の発言だけに、北朝鮮を巡る情勢は重大性を帯びてきた。北朝鮮の核能力に関する国連当局者の見解について、“N. Korea: Capable of 6 Bombs? Nuclear Agency Chief Says Pyongyang Might Have Enough Plutonium,” *AP*, (May 9, 2005.); and “N. Korea Has Close to Six Nukes: IAEA,” *DAWN-International*, (May 9, 2005.)

38) 例えば、わが国が経済制裁を発動すれば、北朝鮮当局は制裁発動を「宣戦布告」とみなし、物理的な対応を講ずると断言している。この点について、“Japan Mulls Sanctions; North Korea Threatens ‘Physical’ Response,” *CNSNews.com*, (December 15, 2004.)

があるとしても、日米安保条約に従い、わが国の要請を受ける形で在日米軍が集団的自衛権の行使として、ミサイル基地への攻撃が可能であることは必ずしも否定できないし、このことは「ブッシュ・ドクトリン」に明確に示唆されていると言えないわけではない。

第3節 ミサイル防衛と敵基地攻撃の内包する意味

とはいえ、敵基地攻撃にはミサイル防衛との関連で、他にも留意すべき側面があることを視野に入れる必要がある。導入が進められているミサイル防衛システムが極めて不完全であることに照らすと、敵基地攻撃が実施されて初めて実戦で効果を発揮するという論理が導かれる。完全なミサイル防衛システムには敵基地攻撃などの選択肢が生まれる余地はないが、防衛システムが不完全であればあるほど、敵基地攻撃が必要となると言えなくはない。このことは、不完全なミサイル防衛システムを補うものとして敵基地攻撃が位置づけられていることにも窺われる³⁹⁾。

しかし、こうした敵基地攻撃とミサイル防衛の相関関係については相手側も十分に認識しているとみる必要があろう。つまり、敵基地攻撃とミサイル防衛は実際には一対の構造となっていると、相手側の目に映る点が指摘されよう⁴⁰⁾。言葉を換えれば、わが国が在日米軍の助けを借りて敵基地攻撃を通じ北朝鮮の弾道ミサイルの大半を破壊し、その上で生き残った北朝鮮のミサイルをミサイル防衛で対処しようと目論んでいると、北朝鮮当局はみるであろう。

39) 「提言・新しい日本の防衛政策—安全・安心な日本を目指して—」自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会（2004年3月30日）。『東アジア戦略概観2004』（防衛研究所・年次報告書・2004年）。

40) この点について、アレクサンドル・サベリエフは興味深いコメントを残している。「役に立つのか、日本のミサイル防衛網」『世界週報』（2005年5月10-17日）42-45頁。

戦略防衛構想へのソ連の憂慮からの類推

このことは、冷戦時代にレーガン米政権が推進した戦略防衛構想(SDI)についてしばしば指摘されたことである。1983年にレーガン政権がSDIに着手した当時、ソ連側が深く危惧した状況とは米国による全面的な先制核攻撃とミサイル防衛の連携であった。つまり、SDIとはソ連による第一撃と呼ばれる先制核攻撃に対する防衛措置であることを表面上は謳い文句としたものの、その実際の目的は米国がソ連のミサイル基地に対し先制核攻撃を浴びせ、残存したソ連側の少数のミサイルによる報復攻撃に対する防衛にあるのではないかと憂慮したと言われる⁽⁴⁾。このことは、SDIによる防衛システムの迎撃能力が必ずしも完全ではないことを踏まえ、ソ連の保有した10000発以上の弾道ミサイル攻撃による全面的な第一撃には有効でない一方、反対のシナリオ、つまり米国による全面的な第一撃に生き残ったソ連の攻撃ミサイルの迎撃には有効となる可能性があることを示唆した。当時、ソ連指導部がSDIを痛烈に非難したのは、こうした認

(4) この見解は、当時のソ連の政治指導者達、軍事指導者達、科学者達さらにコメンテーター達を含め最も広く共有されている。SDIが防衛兵器であるのは名ばかりで実際には攻撃兵器である。即ち、米国は危機に際し第一撃を加え、著しく弱体化したソ連の報復攻撃をSDI配備によって防衛することを目的としている。Yuri V. Andropov, "Andropov Hits Reagan on Missile Defense," *The Current Digest of the Soviet Press*, Vol. XXXV, No. 13, April 27, 1983, p. 5.; Konstantin Chernenko, "Chernenko again Warns U. S. on Space Plan," *New York Times*, February 1, 1985, p. 3; S. L. Sokolov, "Sokolov: US Wants Space Strike Weapons," *The Current Digest of the Soviet Press*, Vol. XXXVII, No. 18, May 29, 1985, p. 8; Sergei F. Akhromeyev, "Akhromeyev to U. S.: Leave ABM Pact Alone," *The Current Digest of the Soviet Press*, Vol. XXXVII, No. 22, June 26, 1985, p. 1; Soviet Ministry of Defense, Whence the Threat to Peace, *Military Publishing House, Progress Publishers and Novosti Press Agency Publishing House*, Moscow, 1987, pp. 40-41; A. Platonov, "Militarization of Outer Space — A Threat to Mankind," *International Affairs* (Moscow), (February 1985), pp. 30-31; and M. Somov, "'Star Peace,' not 'Star Wars,'" *International Affairs* (Moscow), (March 1986), pp. 56-57. 斎藤直樹『戦略防衛構想』（慶應通信・1992年）93頁。

識に基づくものである。

こうした可能性を危惧したソ連指導部は米国による第一撃に先んじて第一撃に打って出るという動機に駆られるわけであり、この結果として政治的な危機が米ソ間の全面核戦争へと一気に転じる危険性が高まりかねないことが懸念されたのである。冷戦時代のこうした敵対的な米ソ関係を現在の日朝関係の文脈に適用することはできないが、この事例は重要な示唆を与えるものである。

一方で、わが国がミサイル防衛システムの導入を漸次推進すると共に、日米安保条約の枠組みに従い敵基地攻撃を重要な選択肢に入れるに伴い、ミサイル攻撃が成功を収める可能性が低くなると北朝鮮側が認識することで攻撃を控えるとの見方もできるという肯定的な側面は確かにある。しかし、これはあくまでもわが国側の理解と願望であり、相手国の理解ではない。実際には在日米軍による敵基地攻撃を浴びる前に、北朝鮮が弾道ミサイル攻撃に打って出る可能性はむしろ高まると解釈できないわけではない。しかも後述するとおり、米軍による敵基地攻撃による破壊から逃れる形でミサイル攻撃を開始しようと北朝鮮が動機付けられることも推察される。加えて、わが国の側にも憂慮される心理状態、すなわち、ミサイル防衛と敵基地攻撃の準備が整ったことで、軍事的な解決を多少なりとも躊躇しなくなるといった側面もあることを斟酌する必要がある。

敵基地攻撃の持つ困難さ

しかも、敵基地攻撃としばしば呼ばれるミサイル基地への攻撃という選択肢には解消されがたい課題が常に付きまとう。北朝鮮がミサイル攻撃に着手したと判断される事態を想定してみよう⁴²。そうした事態の発生が米国の偵察衛星などの監視手段によって探知されることが想定される。これを受け、日米安保条約に従いわが国の要請を受ける形で、在日米軍が北朝鮮に対する敵基地攻撃の実施に移ると仮定しよう。

上記のミサイル攻撃への着手が敵基地攻撃の判断基準となるとはいえ、

これが曖昧な文言だけに重大な意味を持つことになる。この点について既述したとおり、石破防衛庁長官はミサイル攻撃への着手について、例えば、北朝鮮が東京を廃じんに帰すと宣言を行い、燃料を注入し始めたような意図が明確な場合を指すと考えられる趣旨の答弁を行っている⁴³⁾。こうした具体例をもって急迫不正な侵害と判断することが理解できるとしても、現実には多様な可能性が考えられるため、判断が可能とは必ずしも断言できないところに難しさがある。

もしもそうした具体例にあるような行動を北朝鮮当局がとることで、わが国に向けたミサイル攻撃に着手したと判断され、つまり急迫不正な侵害という自衛権行使の重要な要件が充足され、米軍による敵基地攻撃が開始されるとすれば、これに対しそうした敵基地攻撃に曝されたくない北朝鮮当局が考えれば、むしろ宣言を行わないといった可能性もある。その際、わが国への攻撃を宣言せずに、液体燃料の注入を始めた場合にはどのように判断すべきなのか。かりに発射準備段階にあることが確認されても、それだけでは、ミサイルがわが国ではなく他国へ向けられたものである可能性があるし、はたまた実験準備であることも考えられる。したがって、わが国に向けて攻撃に着手したと必ずしも判断できるとは断定できない。また当局が複数国への攻撃を宣言した場合、どのように判断すべきであるのか。しかも一刻の猶予のない状況の下で、北朝鮮当局の意思を確認するなど到底困難であろう。こうした点を踏まえ、統一的な基準に従い判断することは困難であり、個別具体的に行わざるをえないとの立場を防衛庁が

42) そうした事態とは、2003年6月に成立した、いわゆる武力攻撃事態対処法における「武力攻撃事態」に該当すると考えられる。「武力攻撃事態」とは、「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。」これに対し、「武力攻撃予測事態」とは、「武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。」この点について、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」

43) 前掲「防衛庁長官・石破茂、民主党・末松義規、衆議院、予算委員会」(2003年1月24日)。

『平成15年度 日本の防衛』の中で言及していることは既述のとおりである⁴⁴⁾。

そのため、切迫した事態の下で確証がないとしても敵基地攻撃を開始せざるをえないと判断せざるをえない側面があることが予測される。実際問題として日朝間で政治的な緊張が一気に高まった際に、わが国に向けたミサイル攻撃を明示する政治宣言などあてにならないために、弾道ミサイル攻撃に向けた北朝鮮側による初動的な動きさえも、攻撃着手と判断せざるをえなくなる可能性が高く、その段階で敵基地攻撃の実施に移らざるをえなくなるという危険性がある。

しかも、固定式配置様式だけではなく移動式配置様式の弾道ミサイルを北朝鮮が多数抱えていることは、問題を一層深刻にしかねない。実際に破壊対象ミサイルが上空からの観察が難しい移動式配置様式になると、そうした危険性は一層高まろう。つまり、テポドン・ミサイルのように固定式発射台から発射されるミサイルであれば、それが攻撃着手に入ったかどうかについての判断は上空からの監視によって容易であろう。これにはまさしく「敵基地攻撃」という文言が該当する。他方、一部のノドン・ミサイルのような移動式発射台に搭載されたミサイルとなれば、敵基地が随時移動することから、敵基地攻撃という文言自体に疑問符がつく。そうした多数に上る移動式ミサイルを短時間の内に発見することは決して容易なことではない。というのは、鬱蒼と茂った森林の中に隠された移動式ミサイルは上空から見つけにいくだけでなく、いよいよミサイルを発射する段階で初めて姿を現すことが想定されるからである。そもそも探知しにくい移動式ミサイルが攻撃着手態勢に入ったかどうかについて判断することは、技術的にも至難の業となりかねない。

仮に移動式ミサイルの大部分が探知され、加えて何らかの方法でわが国に向けて攻撃着手態勢に入っていることが確認されことを受け、移動式ミ

44) 前掲書『平成15年度 日本の防衛』90頁。

サイルの大部分を破壊する作戦行動に打って出ると想定してみよう。しかしその際、作戦行動と破壊規模をはたして最小限度に留めることができるであろうか。ミサイル基地や核関連施設など固定した目標であれば、命中精度が極めて高いピンポイント爆撃や巡航ミサイル攻撃によって破壊規模は限定できるかもしれないが、相当範囲に点在していることが想定される移動式ミサイルを迅速に発見し破壊するとなれば、相当広範囲の作戦にならざるをえない。このことを踏まえれば、相手側にとっても状況は極めて切迫していることから、破壊から免れるために早期にミサイルを発射するよう動機づけられることが想定される。

北朝鮮による韓国への報復

さらに問題がこれだけに留まらないことが指摘される必要がある。ミサイル基地や核関連施設に加え、移動式ミサイルを的確に叩くことができるかどうかという問題を別にしても、敵基地攻撃への報復として北朝鮮が韓国への総攻撃に打って出ることが予想されるからである。金正日指導部の視点に立てば、米国、日本、韓国の三国は有事において密接に連携する「同盟国」以外の何ものでもない。すなわち、日米安保条約に基づきわが国の要請にしたがい、北朝鮮のミサイルなどの標的を破壊するために在日米軍が出動すると想定した際、北朝鮮による報復として考えられるものは残存したミサイルをもってわが国への攻撃を行うと共に、確実に甚大な損害を与えることができる、より脆弱な目標を叩くことである。それは北緯38度線に位置する非武装地帯（DMZ: Demilitarized Zone）を挟む形で国境を接する韓国北部のソウルなど大都市の破壊を意味する。

このことは、米軍による攻撃の対応として韓国への攻撃を想定している北朝鮮の軍事戦略から一目瞭然である。非武装地帯を挟む形で、南北両軍合わせて150万の地上軍が相対峙していることに照らし、朝鮮半島の中央部での大規模な軍事衝突の発生が待ち受けている⁴⁵⁾。しかも27個師団からなる約100万人を数える北朝鮮の陸上戦力の約3分の2の兵員、約3500両

にも及ぶ戦車、さらに無数の長射程火砲が有事に備え、虎視眈々と韓国を睨んだ形で配置されている⁽⁴⁶⁾。こうした状況の下で、非武装地帯に比較的
近接すると共に韓国の全人口の約4分の1が集中するソウルは確実に射程
内に捉えられている⁽⁴⁷⁾。この状況は1953年7月に休戦を迎えた朝鮮戦争以
来、50年以上続いている現実であり、韓国にとって耐え難いジレンマとな
っている。

敵基地攻撃によってかりに北朝鮮の弾道ミサイルの相当部分を叩くこと
ができたとしても、そうした事態を踏まえた報復態勢を北朝鮮が敷き、ソ
ウルを筆頭に韓国諸都市への全面的な攻撃に打って出るとすれば、「第二
次朝鮮戦争」と形容される事態を招きかねない可能性が極めて高い。その
際、敵基地攻撃とミサイル防衛の連携によってかりにわが国の安全が確保
されることがあるとしても、朝鮮半島の中央部で大規模な武力衝突の発生
が免れないという結論が導かれるのである⁽⁴⁸⁾。

またそうした状況を韓国政府が正確に認識すれば、日・米・韓の連携は
たちどころに崩れかねない。かりに日朝間で政治的緊張が高まり、わが国
に向けて北朝鮮がミサイル攻撃に着手した状況の下で、日米安保条約の枠
に従い日米軍が北朝鮮への敵基地攻撃を敢行することがあれば、直接そ
の報復を免れないのは韓国だからである。そしてソウルを含めた北部諸都
市は壊滅的な破壊を免れないという危険性を背負う。2002年2月10日の核
保有宣言以来、北朝鮮による核兵器の実用化が確実に近づいている状況の

(45) 朝鮮半島の北緯38度線で対峙する南北両軍の軍事情勢について、前掲書『平成17年度版 日本の防衛』41頁。

(46) 韓国北部を射程距離内に収めた北朝鮮の陸上戦力について、前掲書『平成17年度版 日本の防衛』46頁。

(47) 首都ソウルの直面する防衛上の弱点について、前掲書『平成17年度版 日本の防衛』49頁。

(48) 北朝鮮危機を解決する上で軍事的選択肢の持つ困難性について、Phillip C. Saunders “Military Options for Dealing with North Korea’s Nuclear Program,” North Korean Special Collection, Center for Nonproliferation Studies.

下で行われている6ヶ国協議で、韓国政府が北朝鮮側に対し日増しに懐柔的な姿勢をとっているのは、このことによるところが大である⁴⁹⁾。

有事にわが国へのミサイル攻撃に北朝鮮が着手したとの判断の下で、わが国が米軍へ敵基地攻撃を要請したとしても、朝鮮半島での大規模な軍事衝突へつながりかねないような作戦を米国政府が果たして承認するであろうか。わが国が敵基地攻撃を要請しようとしても、韓国政府からはそれに断固応じないよう米国政府に強い申し立てが事前に行われることが予測されよう。

このことは、図らずも2006年7月の北朝鮮による一連のミサイル発射実験の際に敵基地攻撃能力の検討を主張したわが国の額賀防衛庁長官と、それに真っ向から反発した盧武鉉・韓国大統領の見解の齟齬に顕著に現れている。7月9日に、敵基地攻撃能力の保持を検討する必要があるとの意思を防衛庁長官が表明したのに対し⁵⁰⁾、11日に韓国大統領が日本の政府関係者が行っている「先制攻撃」の議論は著しく状況を悪化させるものであると激しく反発した⁵¹⁾。

要するに、ミサイル防衛に加え敵基地攻撃という手段は北朝鮮当局を威嚇することで確かに抑止を高めるとい側面はないわけではないが、金指導部がその敵基地攻撃が内包する実際上の困難性、これと関連して韓国の脆弱性を十分に熟知していることを踏まえると、有事の際に敵基地攻撃に

49) こうした韓国の姿勢について例えば、この点について、“South Korea Sides With North Over Nuclear Issue,” *Watching America*, (August 12, 2005.)「核平和利用の権利ある」韓国統一相が北朝鮮擁護発言『朝日新聞』(2005年8月11日)。

50) この点について、「敵基地攻撃能力の保持、額賀防衛長官「議論すべきだ」『読売新聞』(2006年7月10日)。

51) この点について、「敵基地攻撃能力の保有論、韓国大統領が日本に警戒感」『読売新聞』(2006年7月11日)。またこれに対し、安倍官房長官は12日に韓国側の反発を批判している。それによれば、敵基地攻撃は厳格な前提条件の下で実施されるのであり、先制攻撃にあたらぬのであり、大統領の「先制攻撃」批判は的外れである。「敵基地攻撃論「先制攻撃ではない」、安倍氏が強調」『読売新聞』(2006年7月12日)。

打って出ることが困難となることは、わが国だけでなく米国にとっても同様である。ブッシュ大統領をして北朝鮮危機には平和的解決以外にないと考えたのは、こうした軍事的現実が横たわることを斟酌すればのことである⁵²。この点を踏まえても、北朝鮮の核計画の放棄しか方策はないという結論が改めて導かれるのである。

⁵² この点について例えば, “Bush Welcomes Slower Approach to North Korea,” *New York Times*, (January 7, 2003.) また危機の収拾には平和的努力が重要であり, 現在, 敵基地攻撃を実施することはないと日頃, 強硬なチェイニー副大統領が強調していることは興味深い。この点について, “Cheney Plays Down N. Korea Strike Calls,” *CNN*, (June 23, 2006.)